

## 京田辺市子育て応援 Instagram 公式アカウント運用方針

京田辺市（以下「市」という。）は、市の市政や施策、事業、イベント情報のほか、市の魅力などの広報活動をより充実させるため、京田辺市子育て応援 Instagram 公式アカウント（以下「本アカウント」という）を取得し、情報発信を行います。本アカウントを通じた情報発信にあたり、みなさんに対して誤解や混乱を生まないよう、運用方針を以下のとおり定めます。本アカウントを利用する場合は、この運用方針に同意されたものとみなします。

### 1 利用規約及び本方針の遵守

本アカウントの利用者（以下「利用者」という）は、Meta Platforms, Inc.の利用規約と本方針を遵守してください。

Instagram の利用規約

<https://help.instagram.com/581066165581870/>

### 2 運用・管理者

京田辺市こども未来部こども未来政策推進室

### 3 掲載情報

- (1) 行政情報又は事業、イベント等の情報
- (2) 子育て応援情報
- (3) その他市が適当と認める情報

### 4 注意事項

- (1) 下記の項目に該当する利用は禁じます。禁止行為又はそれとみなされる投稿は、通告することなく削除することがあります。また、当該利用者に対して利用・閲覧制限やフォローの削除等をすることがあります。
  - ア 法律、法令等に違反する内容、または違反する恐れがある内容
  - イ 特定の個人・団体等を誹謗中傷するもの
  - ウ 政治、宗教活動又はこれらに類するもの
  - エ 著作権、商標権、肖像権など第三者の知的財産権を侵害するもの
  - オ 広告、宣伝、勧誘、営業活動その他営利を目的とするもの
  - カ 人権、思想、信条等を差別し、それを助長させるもの
  - キ 公の秩序または善良の風俗に反する内容
  - ク 虚偽又は事実と異なる内容及び単なる噂やそれを助長させるもの
  - ケ 本人の承諾なく個人情報を特定・開示・漏えいする等プライバシーを侵

## 害するもの

- コ 同一の利用者が、同一又は似通ったコメントを繰り返し投稿するもの
- サ その他市が不適切と判断した情報

- (2) 本アカウントへの投稿に対する個別の対応は行いません。市政についての意見・提案等は、市ホームページの「市政ご意見箱」や各課の「お問い合わせフォーム」を利用してください。
- (3) 本アカウントからのアンケート調査への回答は任意としますが、回答のあった利用者の情報（年齢・地域・性別・回答内容等）は市で集約し、分析結果等を市ホームページ等で公開することがあります。

## 5 知的財産権

- (1) 本アカウントに投稿する個々の情報（文章・写真・動画・音声・イラスト等）に関する知的財産権（商標権、著作権等のすべての権利）は、あるいは市以外の原著作者等に帰属します。
- (2) 本アカウント投稿内容について、「私的使用のための複製」や「引用」等著作権法上認められた場合及び Instagram 上で「リポスト」機能を使用するなど、転載の対象となる内容を改編せず、また出所を明記する場合を除き、無断で複製・転載することはできません。

## 6 個人情報の取り扱いについて

本アカウントにおいて市が投稿する情報は、個人情報の保護に関する法律及び京田辺市個人情報保護条例に基づき適切に取り扱います。

## 7 免責事項

- (1) 本アカウントへの投稿は細心の注意を払って行いますが、情報の正確性・完全性・有用性については保証するものではありません。投稿した情報は、時間経過や状況変化等により、当初とは内容が食い違う場合があります。また、後日、予告なく内容の訂正や補足・取消しを行うことがあります。
- (2) 本アカウントを利用することで生じた直接・間接的な損失について、市は一切責任を負わないものとします。また、利用者が投稿した情報・意見等について、一切責任を負いません。投稿によって利用者間、あるいは利用者と第三者間に生じたいかなる紛争や損害についても一切責任を負わないものとします。
- (3) 市は、予告なく運用方針の変更や運用方法の見直し又は中止をする場合

があります。

## 8 お問い合わせ

### (1) 本運用方針に関するお問い合わせ

京田辺市こども未来部こども未来政策推進室

電話：0774-64-1350、メール：mirai@city.kyotanabe.lg.jp

### (2) 行政施策に関するご意見・ご提案

京田辺市ホームページ「市政ご意見箱」をご利用ください。

<https://www.kyotanabe.jp/form/opinion.cgi>

## 9 適用

この運用方針は令和7年10月1日から適用します